

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年6月29日

岩手県議会議長 渡辺 幸 貫

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 職員（次項に規定する職員を除く。）は、事務局長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合における勤務時間の割振りは、第1号によるものとする。</p> <p>(1) 午前8時30分から<u>午後5時15分</u>まで</p> <p>(2) 午前9時から<u>午後5時45分</u>まで</p> <p>2 事務局長及び次長その他事務局長が別に定める職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から<u>午後5時15分</u>までとする。</p> <p>3 第1項各号及び前項に規定する勤務時間中に正午から<u>45分</u>の休憩時間を置く。</p> <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第5条の2 [略]</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 職員（次項に規定する職員を除く。）は、事務局長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合における勤務時間の割振りは、第1号によるものとする。</p> <p>(1) 午前8時30分から<u>午後5時30分</u>まで</p> <p>(2) 午前9時から<u>午後6時</u>まで</p> <p>2 事務局長及び次長その他事務局長が別に定める職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から<u>午後5時30分</u>までとする。</p> <p>3 第1項各号及び前項に規定する勤務時間中に正午から<u>1時</u>間の休憩時間を置く。</p> <p><u>4 子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、前項に規定する休憩時間を45分に短縮することができる。この場合における当該職員の勤務時間の終了時刻は、第1項各号及び第2項に規定する勤務時間の終了時刻の15分前とする。</u></p> <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p><u>2 前条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項各号及び第2項」とあるのは、「第5条の2第1項」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。